

令和 6 年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務に関する提案応募要領

令和 6 年 5 月
八 尾 市

1. 業務目的

本業務は、本市における持続可能な公共交通体系の実現をめざし、交通不便地に対する公共交通制度設計について、運行計画が整った地域の実証運行を実施するとともに、既に本格運行及び実証運行を実施している地域において、検証を行うことを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

令和6年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 業務内容

業務内容等については、別に定める仕様書のとおり。

(4) 履行期限

契約締結日～令和7年3月31日

(5) 予算額の上限

3,264,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 提案参加資格

下記の要件を全て満たしていること。

- (1) 八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第98条の入札参加資格を備え、かつ、令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）への登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本提案応募要領の公告の日（以下「公告の日」という。）から提案書提出日までの期間に「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請していないこと。
- (8) 地方自治体が発注する地域公共交通、交通戦略等に関する業務実績を有すること。

4. 提案参加表明届の提出

提案書の提出に参加する場合は「提案参加表明届」（様式1-1～4）を令和6年6月4日（火）午後5時15分までに八尾市都市交通課に電子メールにて送付、もしくは持参すること。ただし、電子メールにて提出する場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

5. 市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写しの提出

上記の「提案参加表明届」の提出の際に、市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収書の写しを下記の要領にて提出すること。

(1) 直近1年度分を対象とする。(令和6年度分)

(2) 本市における特別徴収義務者である場合

本市より通知されている令和6年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収書の写しを提出すること。

(3) 本市以外の大阪府内市町村または他都道府県内の市町村の特別徴収義務者である場合

本市以外から通知されている令和6年度市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収書の写しを提出すること。ただし、提出に際しては全ての市町村ではなく、1市町村分でよい。

(4) 特別徴収義務者でない場合

特別徴収義務者でない旨を書面（様式2）で提出すること。

※市民税・府民税の特別徴収を未実施の場合は、令和7年度から特別徴収を実施することを誓約した旨を書面（様式2）で提出すること。

6. 質問について

本プロポーザルに係る質問は、提案書の作成に関する質問に限るものとする。

(1) 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで【必着】

(2) 提出先 八尾市都市整備部都市交通課

(3) 提出方法 電子メールによる。なお、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。

(4) 提出書類 質問書（様式3-1～2）

(5) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年5月24日（金）午後5時15分までに
本市ホームページに掲載する。

7. 提案書及び経費見積書の作成・提出について

(1) 提案書及び経費見積書の作成について

「令和6年度八尾市地域交通制度設計検討業務提案書資料（自由様式）」及び「経費見積書（自由様式）」を作成すること。

提案書は各提案項目につきA4サイズで10ページ以内（片面換算）とし、10部用意し持参すること。（正1部 副9部）

なお、正1部については、鑑文（様式4）を使用し、提出すること。提案書本文及びその他の資料には社名、ロゴ等提案者が容易に判別できるものを記載しないこと。

提出の形式については①提案項目、②業務実施体制を冊子の形にして提出のこと。

①提案項目

- A. 当該業務の実施にあたり、貴社の考え方や検討の進め方について
- B. 仕様書に定める業務についての具体的な方法について
- C. その他、仕様書に定めがないことについて貴社が実施できることについて

②業務実施体制

当該業務を実施するための体制など本市担当者との日常的な連絡や情報交換を密にできる体制を提案すること。

③経費見積書

経費見積書は自由様式とする。ただし、当該業務の予算の上限額は3,264,000円（消費税及び地方消費税を含む。）となっているのでこの範囲内で提案すること。

（２）提案書及び経費見積書の提出について

①提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時15分まで

ただし、受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

②提出場所 八尾市 都市整備部 都市交通課

③提出方法 郵送又は持参とする

※郵送の場合は、必ず到着確認ができる形式で提出すること

8. 提案の審査、評価及び選定

選定については、「令和6年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、以下に示す選定の基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、事業者選定までに、本提案応募要領における、「3. 提案参加資格」の要件を満たさなくなった場合、及び後述の「10. 失格事項」に該当することとなった場合は、**選定の対象外**とし、電子メールにて通知する。

（１）書類審査の通知

提案者が4者以上ある場合は、書類審査の結果をもって上位3位のものについてプレゼンテーション審査による選定を行うため、書類審査の結果をすべての提案者に対して、令和6年6月14日（金）に電子メールにて通知する。

また、提案者が3者以下の場合については、書類審査の結果を通知しないものとする。なお、プレゼンテーション審査を行う者については令和6年6月25日（火）に電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーションによる選考会の実施

①実施日時 令和6年7月2日(火)にプレゼンテーションによる選考会を実施する。

なお、会場、時刻等は別途通知する。

②発表時間 説明時間は質疑応答10分を含め20分以内とする。

③留意事項

プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。

また、選考会への参加は2名以内とし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

(4) 選定の基準

次の事項等について評価し選定する。

- ・仕様書に定める業務について、運行実績やアンケート等の集積データを用いて分析を行い、必要に応じて運行計画の変更及び効率的、効果的な改善等に向けた提案や支援が可能か。
- ・仕様書に定める業務について実現可能で効率的な提案ができているか。
- ・その他、仕様書の定めのない内容で、先進事例と本市取り組み事例を鑑み、本市地域公共交通サービスに適した提案を行うことができるか。
- ・人員配置、指揮連絡系統、主担者の業務の状況・チェックおよびフォロー体制等、業務の目的を果たすための効果的な体制となっているか。
- ・業務の着眼点・実施方針が適切で、取り組み意欲が強く感じられるか。

※詳細については、「令和6年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務事業者選定基準」をご参照ください。

(5) 選定

選定結果については、令和6年7月3日(水)に全ての提案者に文書で発送する。

9. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、その内容に拘束されるものではなく、優先交渉権者との協議により、合意形成ができる場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 委託料の支払い条件

業務完了後、一括払いとする（業務完了後、検査に合格し、適法な支払請求があった日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払う。）。

10. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 経費見積書に記載された見積額が本提案応募要領で示す予算額（上限額）を超える場合
- (2) 提案書の提出期限、提出場所又は提出方法が本提案応募要領に適合しない場合
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 同一提案者が複数の提案を行った場合
- (6) 本提案応募要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- (7) その他本提案応募要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

11. その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明届及び提案書は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、当該書類を作成したものに帰属するものとし、提出された参加表明届及び提案書は、本プロポーザルの目的以外に無断で利用はしない。
- (4) 参加表明届及び提案書等を提出後、辞退を行う場合は、八尾市都市整備部都市交通課に書面（任意様式）で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類及び評価結果等については、八尾市情報公開条例（平成 7 年条例第 9 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は、次のとおりである。

実施内容	実施時期
公募開始日	令和 6 年 5 月 10 日（金）
本プロポーザルに関する質問	令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時 15 分まで
本プロポーザルに関する質問回答	令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時 15 分まで
参加表明届等の提出	令和 6 年 6 月 4 日（火）午後 5 時 15 分まで
提案書等の提出	令和 6 年 6 月 11 日（火）午後 5 時 15 分まで

書類審査結果の通知（提案者が４者以上の 場合のみ）	令和６年６月１４日（金）午後５時１５分まで
プレゼンテーション審査の通知	令和６年６月２５日（火）午後５時１５分まで
プレゼンテーションによる選考会の実施	令和６年７月２日（火）
優先交渉権者の選定通知	令和６年７月３日（水）発送

13. 問い合わせ先及び提出先

〒581-0003 八尾市本町一丁目１番１号 八尾市役所 西館３階

八尾市都市整備部都市交通課

担 当： 入江・松村・谷村

電 話： 072-924-3856

F A X： 072-924-0207

メールアドレス：koutuu@city.yao.osaka.jp

ホームページURL：<http://www.city.yao.osaka.jp>